目次
第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口

ロ　平成二十四年六月八日から七月二十三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口

ロ　デフレ脱却等特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成二十七年三月三十一日までとする。

第二章　東日本大震災に関する事案

（危機対応業務の対象となる者）

第三条　株式会社日本政策金融公庫の危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（平成二十年財務省令第二号。以下「省令」という。）第十条第一号に規定する危機対応業務の対象となる者のうち、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務の対象となる者は、次に定めるものとする。

一　東日本大震災により被害を受けた中小企業者等（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び株式会社日本政策金融公庫法施行令（平成二十年政令第百四十三号。以下「令」という。）第四条第二号イからヌまでに掲げる者であって、特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されていることこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）を除いたものをいう。以下同じ。）

二　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中小企業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

三　東日本大震災により被害を受けた食品製造事業者等（法別表第一第十二号の中欄に掲げる者であって、中小企業者等を除いたものをいう。以下同じ。）

四　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している食品製造事業者等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

五　東日本大震災により被害を受けた中堅企業等（中堅企業（資本金十億円未満の法人（法別表第一第十四号の中欄に掲げる者及び令第四条第二号イからリまでに掲げる者（以下「組合」という。）並びに特別目的会社を除く。）及び資本金十億円以上の法人であって同号ヌに掲げる者（同欄に掲げる者を除く。）をいう。以下同じ。）、大企業（中堅企業及び中小企業者等以外の法人をいう。以下同じ。）並びにこれらに準ずるものをいう。以下同じ。）

六　東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来している中堅企業等であって、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれるもの

七　前二号に掲げる者に対して、出資並びに資金の拠出及び貸付けを行うことを目的とする組合又は事業体（投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項の投資事業有限責任組合契約によって成立する無限責任組合員及び有限責任組合員から成る組合をいう。）その他これに準ずる事業体であって、かつ、当該組合又は事業体が行う出資並びに資金の拠出及び貸付けの適切性及び公正性を確保するための措置が講じられているものに限る。以下同じ。）

八　東日本大震災により被害を受け、又は東日本大震災の影響により、一時的に売上げの減少その他の業況の悪化を来しているが、中長期的には、その業況が回復し、かつ、その事業が発展することが見込まれる関連事業者（下請け事業者、主要取引先又はその他の関連事業者をいう。次条第九項において同じ。）に対して資金融通を行う大企業（当該大企業を中核とする企業集団の資金管理をその主たる目的としている金融会社を含む。同項において同じ。）

（ツーステップ・ローンに関する事項）

第四条　東日本大震災に関する事案に関する危機対応円滑化業務のうち、ツーステップ・ローン（法第十一条第二項第一号に規定する資金の貸付けをいう。以下同じ。）については、前条第一号から第八号までに掲げる者を対象として指定金融機関（同項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）が次項以下に定めるところにより行う危機対応業務について、実施するものとする。

2　前条第一号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（法第二条第五号に規定する特定資金の貸付け等をいう。以下同じ。）については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、三億円（組合については、九億円）とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

3　前条第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、既存貸付残高にかかわらず、七億二千万円とし、同時期に公庫が実施する東日本大震災復興特別貸付と同条件の貸付けに限るものとする。

4　前条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、その限度額は、二十億円とする。

5　前条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等（短期社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債をいう。以下同じ。）の取得を除く。）については、他の金融機関等と協調して実施するものとする。ただし、対象とすべき事案の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等を行うことに支障がある場合は、この限りでない。

6　前項に規定する特定資金の貸付け等のうち、円滑な資金供給を行うことを目的として、協働して貸付け等に取り組むこととした他の金融機関からの申込みに基づいて実施するものについては、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。

一　指定金融機関が協働して特定資金の貸付け等に取り組む金融機関については、指定金融機関が、あらかじめ業務の実施体制及び実施方法を確認し、協働して取り組む旨を公表したものであること。

二　当該金融機関が支援する者を対象とする特定資金の貸付け等であって、当該金融機関からの新たな貸付け等の金額が特定資金の貸付け等の金額以上であること。

7　第五項に規定する特定資金の貸付け等のうち、コミットメント・ライン契約（一定の期間及び貸付けの極度額の限度内において、当事者の一方の意思表示により当事者間の一方を借主として金銭を目的とする消費貸借を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与する契約をいう。以下同じ。）を締結して行う場合においては、コミットメント・ライン契約は次に掲げる要件を全て満たす場合に限り行うことができるものとする。